

＼急な人手不足や繁忙期に／

新たにスポットワーカーを活用してみませんか？

県内事業者がスポットワーカー（スキマバイト）を

雇用すると最大**10万円**手数料を  
支援します！

## 令和7年度スポットワーカー活用支援事業補助金

### 補助対象経費

スポットワーカー活用にかかる  
手数料(サービス利用料)



### 対象事業者

①もしくは②

- ①スポットワーカーの雇用をしたことがない事業者(所)
- ②(雇用実績がある場合)県主催セミナーを視聴した事業者(所)

### 補助率

1/3

### 補助限度額

最大10万/社(所)  
(下限1万円)

### 補助対象期間

申込書記載の事業実施予定時期の始期日※  
～令和8年3月16日

※事業実施予定時期の始期日は、申込日以降の日付となります。

### 補助金交付までの流れ

- ① 申込書提出
- ② スポットワーカー雇用(2月末まで)
- ③ 交付申請兼実績報告書を提出  
(R8年3月16日×)
- ④ 補助金交付

### 活用例

- スポットワーカーを3人(時給1,000円、5時間勤務)、10日間雇用した場合、手数料が**4.5万円**(賃金の30%の場合)発生します。
- 本制度を活用すると、手数料の1/3に相当する**1.5万円**の補助があります。

### 申請・お問い合わせ先

福井県産業労働部労働政策課  
産業人材室  
Tel : 0776-20-0390  
E-mail : rousei@pref.fukui.lg.jp

※補助要件等の詳細は、福井県ホームページで必ずご確認ください。

スポットワーカー活用支援事業補助金

検索

